

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

平成27年度

確認じゃ！
2つの給付金。



申請受付を開始します。

平成27年度は、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の両給付の支給要件に該当する場合は、どちらの給付金も受け取ることが可能です。

●臨時福祉給付金

→支給対象となる可能性のある方に、8月上旬に申請書を発送します。
※「市・府民税非課税のご確認」(税務課より発送)に同封

<申請方法>

支給要件に該当する方は、申請書に必要事項を記入の上、必要書類(本人確認書類・通帳の写しなど)を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。臨時福祉給付金等支給業務室(市役所本館4階)、支所への持参も可能です。

<支給対象者>

平成27年1月1日時点で住民基本台帳に登録があり、平成27年度の市府民税が課税されていない方。※課税されている方に扶養されている場合や、生活保護の受給者などを除く

<支給額> 1人につき6,000円

<申請受付期限> 平成28年1月29日(金)まで

※申請書を審査し、支給の可否を決定します。支給決定した方には、ご指定の口座へ給付金を10月以降順次振り込みます。

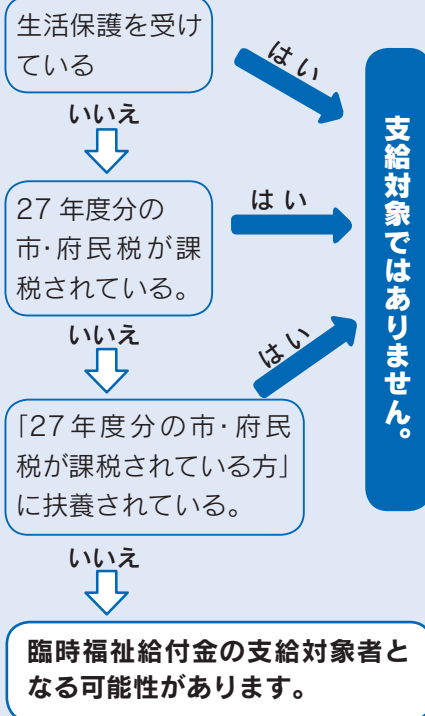
●子育て世帯臨時特例給付金

支給の対象となる方(平成27年6月分の児童手当受給者)に、6月にこども課より案内をお送りしています。未申請の方は、申請期限の12月1日(火)までに申請してください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

不審な問い合わせなどがありましたら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

～対象者診断チャート～



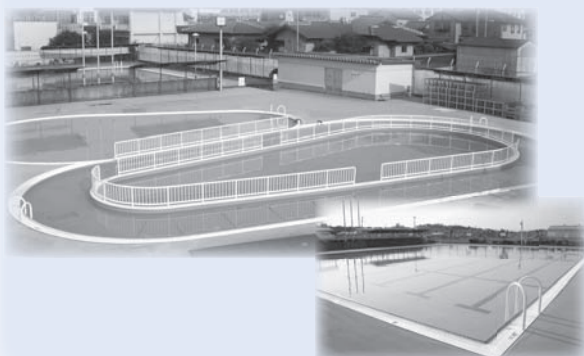
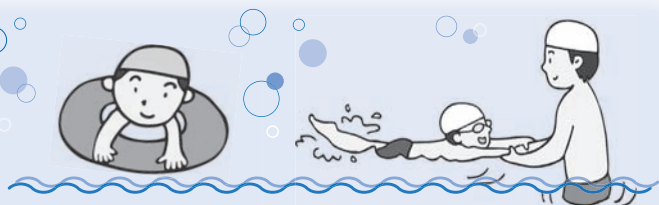
※チャートは一般的なケースの想定です。
※基準日は平成27年1月1日です。

問合せ

- 臨時福祉給付金
臨時福祉給付金等支給業務室
☎ 950-2177 (直通)
- 子育て世帯臨時特例給付金
こども課
☎ 947-3836

市民プール

でおもいっきりあそぼう！！



期間 8月31日(月)まで

時間 ① 9:30～11:30 ② 12:00～14:00
③ 14:00～16:00 ④ 16:00～18:00

料金 1回あたり 大人200円、中学生以下100円

場所 市民体育館(西浦1047番地)の北側

問合せ 市民プール ☎ 957-1119

※盗難防止のため、コインロッカー(有料)をご利用ください。